

秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年7月30日

契約担当者 秋田県水産振興センター所長 中林 信康

1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 秋田県水産振興センター海水取水管関連施設清掃業務委託
- (2) 委託場所 男鹿市船川港台島字鶴ノ崎地先
- (3) 委託期間 契約日から令和8年10月16日まで
- (4) 委託概要 仕様書のとおり

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29条）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 建設業法第3条の規定による管工事業の許可を受けていること。
- (6) 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- (7) 秋田県内に本店又は支店を有すること。
- (8) 過去に本業務と同程度の潜水作業を伴う業務実績があること。
- (9) 1級又は2級の管工事施工管理技士を雇用しており、業務責任者として配置できること。

3 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を次により提出しなければならない。

① 提出書類等

- ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 同種業務の施工実績（様式第2号）

ウ 履歴事項全部証明書の写し又は、秋田県内に本店または支店があることを証明する書類の写し

エ 入札参加資格で定められた業務責任者の資格証の写し、雇用保険被保険者資格取得確認通知書(事業主通知用)の写し

オ 入札参加資格で定められた建設業許可証の写し

② 提出期間

令和8年7月30日(木)から令和8年8月12日(水)まで。ただし、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。

③ 提出時間

午前9時から午後5時まで

④ 提出場所

秋田県水産振興センター総務企画室総務企画チーム

⑤ 提出部数

各1部

⑥ 入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に公告日より掲載し配布するものとする。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加資格確認申請書提出後に行い、その結果については、令和8年8月17日(月)までに通知する。

(3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(4) (2)において、資格なしと通知された者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、当該請求をしなかった場合にあっては、当該通知の日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申し立てを行うことができる。

4 設計図書等の交付

本委託に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書(以下「設計図書等」という。)については、令和8年7月30日(木)から令和8年8月20日(木)までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

5 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に対する質問は、令和8年8月7日(金)までに秋田県水産振興センター所長に書面により行わなければならない。

(2) 上記質問に対する回答は、令和8年8月12日(水)までに秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」への掲載により行う。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条から第179条の規定による。

7 入札書等の提出等

(1) 提出方法

3により入札参加資格確認申請書等を提出した者は、開札予定日時に秋田県水産振興センター3階講堂に入札書を持参し、提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年8月24日（月）午前10時00分

秋田県水産振興センター講堂

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札の提出に合わせて提出すること。

(5) その他

① 入札執行回数は、2回までとする。

② 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

8 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) 落札者となった者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札

(2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

- (6) 入札書記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち、開札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

10 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 委託期間は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得を遵守しなければならない。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）の定めるところによる。

11 問い合わせ先

秋田県水産振興センター総務企画室総務企画チーム

男鹿市船川港台島字鶴ノ崎8番地の4

TEL 0185-27-3003 FAX 0185-27-3004